

平成 23 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 24 年 2 月 16 日（木）に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 16 日（木） 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）7 階 大会議室
- 3 議事要旨

第 1 号議案：阪神間都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

周辺環境と調和する緑を生かした低層住宅及び市民が利用できるスポーツ・レクリエーション施設の開発計画が具体化し、良好な市街地整備の見通しが確実となったことから、市街化調整区域から市街化区域に変更する。

[概 要]

変更する地区の名称及び変更概要

市町名	地区の名称	区域区分の変更	面積
宝塚市	切畑字長尾山	市街化区域に編入	約 6.8ha

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 2 号議案：阪神間都市計画公園の変更（7.4.102 号上皿池公園の変更）

【議案の説明】

皿池湿原の兵庫県レッドデータブック等関連計画での評価を踏まえ、同湿原の集水域及び周辺地域との緩衝帯となる樹林地一帯の良好な環境の保全を図るとともに、環境学習の場としての整備を図るため、公園区域を拡大する。

[概 要]

位置、区域等（変更後）

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	7.5.102	皿池湿原公園	三田市上内神字大藪及び字地蔵田並びに下相野字大藪及び字北山	約 30.9ha	（風致公園） 自然観察園ほか

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 3 号議案：阪神間都市計画土地画整理事業の変更（北摂三田第二テクノパーク土地画整理事業の変更）

【議案の説明】

皿池湿原の兵庫県レッドデータブック等関連計画での評価を踏まえ、同湿原の集水域及び周辺地域との緩衝帯となる樹林地一帯の良好な環境の保全を図るとともに、環境学習の場としての整備を図るため、公共施設の配置を変更する。

[概 要]

面積・公共施設の配置（変更後）

面 積		約 97.1ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3.4.317号 第二テクノ線	17m	約 1,180m	都市計画施設
		その他区画街路は、幅員 8m～13mとし、適宜配置する。				
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	面積		備考
		近隣公園	3.4.108号 北摂 17号公園	約 5.2ha		都市計画施設
特殊公園 (風致公園)		7.5.102号 皿池湿原公園	約 30.9ha		都市計画施設	
施行区域の面積に対する公園面積の割合は、約 37.2%を確保する。						

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 4 号議案：東播都市計画道路の変更（1.4.1号東播磨南北道路の変更）

【議案の説明】

小野市市場町において2次救急医療機能を有する北播磨総合医療センターが建設されることを踏まえ、3次救急医療機能を有する県立加古川医療センターとの連携を強化し、広域アクセス性の向上に資するとともに、周辺の円滑な交通処理を図るため、県立加古川医療センターランプに北方面に対応する出入口を追加する。

[概 要]

位置、区域等

種別	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員
自 動 車 専 用 道 路	1.4.1	東播磨 南 北 道 路	加古川市野 口町坂元字 一ツ松	加古川市八 幡町宗佐字 市場	加古川市八 幡町上西条 字池ノ向	約 7,680m		4車線	20m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 5 号議案：東播都市計画公園の変更（5.5.501号三木山総合公園の変更）

【議案の説明】

福田池及び周辺区域の自然環境と美しい景観を保全するとともに、公園の利用増進を図り、市民の多様なスポーツ・レクリエーション等の場として活用する他、周辺施設との境界の整合を図るため、一部区域を変更する。

[概 要]

位置、区域等（変更後）

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総 合 公 園	5. 5. 501	三木山 総合公園	三木市福井字三木山、 字高野及び字鷹尾並 びに府内字鷹ノ尾	約 24.0ha	植栽、園路、野球場、 多目的広場、プール、 テニスコート、池、弓 道場等

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 6 号議案：中播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

当地区において、「JR 網干駅西南土地画整理事業」の計画が具体化し、良好な市街地整備の見通しが確実となったことから、本計画のとおり、隣接する既存の低層住宅地とあわせて、市街化調整区域から市街化区域に変更する。

[概 要]

変更する地区の名称及び変更概要

市町名	地区の名称	区域区分の変更	面積
太子町	糸井	市街化区域に編入	約 8.9ha

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 7 号議案：中播都市計画臨港地区の変更（姫路港臨港地区の変更）

【議案の説明】

姫路港臨港地区において、整備が完了した港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため、中島北地区、中島地区、中島南地区、入船地区、広畑地区、吉美地区、網干地区及び網干沖地区を新たに臨港地区に指定するとともに、須加地区及び浜田地区において、臨港地区を見直す。

[概 要]

変更する地区の名称及び面積

市町名	名称	面積
姫路市	姫路港臨港地区	約 154.8ha

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 8 号議案：豊岡都市計画公園の変更（7.6.1 号玄武洞公園ほか 1 公園の廃止）

【議案の説明】

世界ジオパークネットワークへの加盟認定を踏まえ、ジオパークで活用する地質、地形資源として、当該公園の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を進める為、今後は自然公園法に基づいた保全と利用を図ることとし、都市計画公園を廃止する。

[概 要]

位置、区域等（現計画）

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊	7.6.1	玄武洞公園	豊岡市大字赤石字松竹山、字北浦、字ヲ口町、字布落シ、字金石、字竹栗及び字古屋敷	約 75.0ha	（風致公園） 園路、溜池、売店、休憩所、ベンチ、自由広場、展望台、植栽、駐車場
特殊	7.5.2	日和山公園	豊岡市大字瀬戸字畑山、字御待、字奥ツラ、字箱谷、字桑垣、字赤崎、字小用事、字鯨屋、字小町田、字ヤブ内、字ウソケハナ、字洗濯場、字アスエ、字寺坂、字愛宕、字寺ノ上、字岡、字宮ノ上、字宮ノ下及び字下住	約 32.4ha	（風致公園） 園路、展望台、ベンチ、児童広場、植栽、駐車場、売店、宿泊施設

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

.....
第 9 号議案：氷上都市計画区域、柏原都市計画区域、春日都市計画区域及び市島都市計画区域の変更（法第 5 条関係）

【議案の説明】

丹波市を一体の都市として整備、開発及び保全する必要があるため、現行の旧町単位の都市計画区域を統合し、市全域を丹波都市計画区域として再編する。

[概 要]

変更する都市計画区域の名称及び都市計画区域に含まれる土地の区域

市町名	都市計画区域の名称	都市計画区域に含まれる土地の区域
丹波市	丹波都市計画区域	丹波市の行政区域全域

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

適当と認める。

.....
第 10 号議案：柏原都市計画道路の変更

【議案の説明】

氷上都市計画区域、柏原都市計画区域、春日都市計画区域及び市島都市計画区域を統合し、丹波都市計画区域に再編することに伴い、都市計画に冠する名称を変更する。

[概 要]

変更する都市計画道路の名称及び変更内容

市町名	名称	変更内容
丹波市	丹波都市計画道路 3.4.1 号高賀天神線	名称の変更

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 11 号議案：「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

【議案の説明】

「篠山都市計画区域」と氷上、柏原、春日及び市島都市計画区域の統合、拡大により再編される「丹波都市計画区域」を含む丹波地域全域を対象に、長期的視野に立った将来像を明確にし、その実現に向けての方針を明らかにするため、「丹波地域都市計画区域マスタープラン」を策定する。

[概要]

変更する都市計画及び対象となる都市計画区域

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
篠山市 丹波市	丹波地域都市計画区域マスタープラン (篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)	篠山都市計画区域 丹波都市計画区域

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 12 号議案：建築基準法第 53 条第 1 項第 6 号の規定による区域及び数値について

【議案の説明】

都市計画区域における用途地域の指定のない区域（白地地域）内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）の限度は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 1 項第 6 号の規定により、特定行政庁が県都市計画審議会の議を経て定めることとなっている。

このたび、丹波市における都市計画区域の変更により都市計画区域が拡大するため、白地地域内の建ぺい率の限度を定める区域及び数値を変更する。

[概要]

法の規定	県の指定状況	うち丹波市における指定状況
		60%（新たに都市計画区域となる区域を含む） ただし、高建ぺい率の建物が集積する区域又は緑条例の「歴史的な町の区域」に指定されている区域については、70% 変更前 3 地区 → 変更後 5 地区（2 地区追加）
白地地域内の建ぺい率の限度について、30%、40%、50%、60%、70%の中から特定行政庁が定める。 [第 53 条第 1 項第 6 号]	一般地域：60% 緩和地域：70% 強化地域：50%	

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第 13 号議案：ごみ焼却場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（西宮市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である西宮市が、県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却施設を新設するにあたり、

その敷地の位置について付議するものである。

[概 要]

位 置：西宮市鳴尾浜 2 丁目 1-16
 面 積：約 6,600 m²
 施設の概要：以下のとおり

産業廃棄物	既存施設	新設施設	合計
乾燥			
汚泥	90.9 m ³ / 日		90.9 m ³ / 日
破砕			
廃プラスチック類	39.4 t / 日		39.4 t / 日
木くず又はがれき類	94.0 t / 日		94.0 t / 日
焼却			
汚泥		86.9 m ³ / 日	86.9 m ³ / 日
廃油		20.0 m ³ / 日	20.0 m ³ / 日
廃プラスチック類		26.0 t / 日	26.0 t / 日
その他産業廃棄物（木くず等）		69.5 t / 日	69.5 t / 日
混合焼却時の処理能力		80.0 t / 日	80.0 t / 日

焼却する産業廃棄物の種類：汚泥、動植物性残さ、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず等

【主な意見等】

計画では今まで破砕していた産業廃棄物を焼却して発電を行うこととなっているが、発電効率を高めるために、カロリーの高い廃プラスチックの収集量や収集範囲を拡大することになるのではないか、また、CO₂の削減につながるのかどうか疑問である。

【採決の結果】

原案どおり可決

第 14 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（明石市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である明石市が、県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、汚泥、廃油及び廃酸などの再資源化処理時間を延長することで、中間処理施設の処理能力を増強するにあたり、その敷地の位置について付議するものである。

[概 要]

位 置：明石市二見町南二見
 面 積：約 12,000 m²
 施設の概要：以下のとおり

区分	51 条許可取得時（当初）		能力増強後（今回）	
	稼働時間	処理能力（m ³ /日）	稼働時間	処理能力（m ³ /日）
廃油の油水分離施設	8 時間	120	24 時間	360
廃酸又は廃アルカリの中和施設		180		810
汚泥の脱水施設		60		180
汚泥の乾燥施設		30		90
エマルジョン燃料化施設		300		300（変更なし）

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

.....
**第 15 号議案：神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書
について（神戸市）**

【議案の説明】

当事業は、高松線、御崎線をはじめとする都市計画道路、幅員 4 m以上の区画道路、公園等の公共施設や宅地を整備・改善することにより、子供からお年寄りまでが安心して快適に暮らせる住みよいまちづくりを進めている。今回の事業計画の変更は、吉田町 1・2 丁目において権利者により検討がなされている共同化を推進するため区画道路の変更を行うものである。事業計画を変更するにあたり、神戸市長が平成 23 年 12 月 9 日から 12 月 22 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供したところ、1 件の意見書の提出があったため、県都市計画審議会に付議するものである。

[意見書の概要]

- 1 浜中町 2 丁目の道路について、営業車両等が多く利用しており危険であるため、現在の幅員約 4 mを 6 mに拡幅するよう要望する。
- 2 浜中町 2 丁目に、子供、老人、身体障害者への安全・安心・利便性を考慮し、生活道路の新設を要望する。

【主な意見等】

- ・意見書提出者が求めている道路の拡幅について、沿道のほかの権利者、住民からの要望はないのか。
- ・平成 4 年から事業が始まっているが、まちづくり協議会の中では、こういった問題は議論の対象になっていないのか。

【採決の結果】

意見書を採択しないことに決定

- 4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
(0 7 8) 3 6 2 - 3 5 7 8

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録（全文）についても、3 月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。